

報告第1号

和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成29年2月24日

西脇市長 片山 象三

西脇市専決第1号

和解及び損害賠償の額の決定について

和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

平成29年1月17日

西脇市長 片山象三

記

事故発生日時	平成28年7月8日 午後0時15分頃
事故発生場所	西脇市西脇 947番地先
相手方	市外男性2人
原因・状況等	選挙事務のため公用車で市道北本町5号線を東進中、交差点を南進してきた相手方Aの自転車と衝突し公用車及び自転車が破損するとともに、相手方Aが負傷した。 更に、相手方Aと並走していた相手方B（歩行者）が、転倒した自転車との接触により、負傷した。
和解内容及び損害賠償の額	相手方Bへの治療費、慰謝料等 1,196,763円を賠償する。 その余の請求権の放棄